

漁港漁場関係事業委託業務成績評定要領

制 定 平成21年10月13日青漁整第375号

最終改定 令和 3年 3月26日青漁整第666号

(目的)

第1条 この要領は、農林水産部水産局漁港漁場整備課の所掌する委託業務の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等及び技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 この要領において評定の対象となる委託業務(以下「委託業務」という。)は、次の各号に掲げる業務をいう。

- 一 測量作業共通仕様書に定める測量業務
- 二 地質・土質調査共通仕様書に定める地質・土質調査業務
- 三 用地調査等共通仕様書に定める用地調査等業務
- 四 設計業務等共通仕様書に定める調査業務及び計画業務
- 五 設計業務等共通仕様書に定める設計業務
- 六 青森県建築設計業務委託共通仕様書に定める設計業務
- 七 成績評定審査基準に定められる単純調査業務
- 八 その他一から七に該当しない別紙1に定める業務

2 評定は、最終設計額(複数の業務が混在する場合は、合冊の最終設計額)が300万円以上の委託業務について行う。

(評定者)

第3条 評定を行う者(以下「評定者」という。)は、地域農林水産部長から調査員を命ぜられた職員のうち総括調査員及び調査員(以下総括調査員等)並びに検査員(契約担当者等(知事又は契約担当者をいう。))から検査を命ぜられた職員をいう。以下同じ。)とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、委託業務ごと、評定者ごとに別に定める「成績評定審査基準」に基づき、厳正かつ的確に行うものとする。

2 評定の結果は、委託業務等成績評定表(様式第1号)(以下「評定表」という。)に記録するものとする。

3 複数の業務が混在する場合は、主たる業務の採点表により評定するものとする。

(評定表等の提出)

第5条 検査員によって評定がなされたときは、総括調査員は、遅滞なく、地域農林水産部長に評定表を提出するものとする。

(評定結果の通知)

第6条 地域農林水産部長は、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく、当該委託業務の受注者に対して、評定の結果を漁港漁場関係事業委託業務成績評定通知要領(以下「通知要領」という。)に定めるところにより通知するものとする。

(説明請求等)

第7条 前条による通知を受けた者は、地域農林水産部長に対して、通知要領に定めるところにより評定の内容について説明を求めることができる。

2 地域農林水産部長は、前項による説明を求められたときは、通知要領に定めるところにより回答するものとする。

3 地域農林水産部長は、前項の回答をする場合、別に定める業務成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

(評定結果の公表)

第8条 評定の結果は、別に定めるところにより公表するものとする。

附 則

改正後の本要領は、平成22年 4月1日から施行する。

改定後の本要領は、平成23年12月1日から施行する。

改定後の本要領は、平成27年 1月5日から施行する。

改正後の本要領は、平成28年 6月1日から施行する。

改正後の本要領は、令和 3年 4月1日から施行する。

漁港漁場関係事業委託業務成績評定要領の運用について

漁港漁場関係事業委託業務成績評定要領の第2条一号～七号に該当する評定の対象業務のほか、八号による評定対象業務については、下記により運用する。

記

(1) 評定の対象とする業務

- ・ 橋梁定期点検業務
- ・ 防雪柵定期点検業務
- ・ 路面空洞化調査業務

(2) この運用に定めるほか、評定の対象に加えたい業務がある場合は、漁港漁場整備課と協議すること。

附 則 平成28年6月1日施行

委託業務成績評定表				令和	年	月	日
発注機関名： _____							
業 務 番 号							
業 務 名							
契 約 金 額	当初：¥			最終：¥			
契 約 年 月 日	令和 年 月 日						
履 行 期 限	令和 年 月 日						
完 成 年 月 日	令和 年 月 日						
完 成 検 査 年 月 日	令和 年 月 日						
受 注 者 名							
管 理 技 術 者 氏 名							
照 査 技 術 者 氏 名							
担 当 技 術 者 氏 名							
担 当 技 術 者 氏 名							
担 当 技 術 者 氏 名							
担 当 技 術 者 氏 名							
調 査 員 職 氏 名							点
主 任 調 査 員 職 氏 名							点
総 括 調 査 員 職 氏 名							点
検 査 員 職 氏 名							点
評 価 項 目		業務評定 (注1)		技術者評定(注1)			
				管理技術者	担当技術者(注2)	照査技術者	
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制及び執行計画					
	実施状況の評価	執行管理					
		品質管理					
		業務特性					
		創意工夫					
	説明調整能力の評価	説明調整能力					
取組姿勢	責任感・積極性・倫理観						
結果評価	成果物の品質						
小計 (注3)							
事故及び不適切な事項等による減点							
総合評定点 = +							

注1) 各評価項目の評定点は、小数第二位を四捨五入して表示している。

注2) 担当技術者については、契約時に担当技術者の通知があった場合に限り、評定の対象とする。

注3) 評定点の小計は、小数第一位を四捨五入し、整数としている。各項目の点数は、小数第二位を四捨五入しているため、評定点の小計と合わない場合がある。

注4) 調査員から検査員の印は、検査当日不在の職員分は押印を要しない。(検査者を含む最低2名の押印が必要。)